

## 中小企業省力化投資補助事業 省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領の一部を改訂する登録要領新旧対照表（傍線部分は改訂部分）

## 中小企業省力化投資補助事業 省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領

改訂後	現行
<p><b>1. 本事業の概要</b></p> <p><b>1－1 本事業の目的</b></p> <p>中小企業省力化投資補助事業（以下「本事業」という。）は、令和5年度からの3年間を変革期間とすることを踏まえ、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とする。その際、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品で補助の対象となるものをあらかじめ登録・掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。</p> <p><b>1－2 定義</b></p> <p>本公募要領における定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) カタログ</p> <p>「カタログ」とは、本事業においては、中小企業等が簡易・迅速に導入できる汎用製品であって、従前と同等またはそれ以上の付加価値を産出するために投入する労働量を減少させることで人手不足の解消の効果をもたらす製品を、あらかじめ補助の対象として登録した製品のリストを指す。カタログは中小企業省力化投資補助金事務局（以下「事務局」という。）のホームページ等で公開されるものとする。</p> <p>(2) 製品カテゴリ</p> <p>「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され類似の効能を発揮する製品であり、その動作原理、外観、規模等において大きな差の無いものを総称するための分類を指す。</p> <p>製品カテゴリは、工業会等が、会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、中小企業庁に対して登録申請を行い、中小企業庁が業所管省庁等と協議して認定を行う。その際、個々の製品カテゴリに対して工業会等において承認を受けた省力化指標（当該製品カテゴリが対象業種の業務領域においてどのような省力化効果を生み出すか、定量的な説明を行う指標）が策定される。</p>	<p><b>1. 事業概要</b></p> <p><b>1－1 事業目的</b></p> <p>中小企業省力化投資補助事業（以下「本事業」という。）は、令和5年度からの3年間を変革期間とすることを踏まえ、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とする。その際、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品で補助の対象となるものをあらかじめ登録・掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。</p> <p><b>1－2 定義</b></p> <p>本登録要領における定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) カタログの定義</p> <p>「カタログ」とは、本事業においては、中小企業等が簡易・迅速に導入できる汎用製品であって、従前と同等またはそれ以上の付加価値を算出するために投入する労働量を減少させることで人手不足の解消の効果をもたらす製品を、あらかじめ補助の対象として登録された製品のリストを指す。カタログは中小企業省力化投資補助金事務局（以下「事務局」という。）のホームページ等で公開されるものとする。</p> <p>(2) 製品カテゴリの定義</p> <p>「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され類似の効能を発揮する製品であり、その動作原理や外観、規模等において大きな差の無いものを総称するための分類を指す。</p> <p>工業会等が、会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、中小企業庁に対して、製品カテゴリの登録申請を行い、中小企業庁が業所管省庁等と協議して、製品カテゴリの認定を行う。また、製品カテゴリそれぞれにおいて、工業会等において承認を受けた省力化指標（当該製品カテゴリが対象業種の業務領域においてどのような省力化効果を生み出すか、定量的な説明を行う指標）が策定される。</p>

### (3) 省力化製品

「省力化製品」とは、(4) で定義する省力化製品製造事業者が製造し、(5) で定義する省力化製品販売事業者が販売する、カタログに登録された汎用製品を指す。製品登録においては当該製品カテゴリの省力化指標を満たすか等を工業会等及び事務局が審査し、中小企業庁が承認した製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。

### (4) 省力化製品製造事業者

「省力化製品製造事業者」(以下「製造事業者」という。)とは、中小企業等の人手不足解消に効果がある IoT、ロボット等の省力化製品を製造している事業者又は国内における総代理店(日本国内における独占販売権を保持している事業者)として当該製品を扱う事業者を指す。

### (5) 省力化製品販売事業者

「省力化製品販売事業者」(以下「販売事業者」という。)とは、省力化製品の販売が可能であり、中小企業等と共同で本補助金を申請する事業者を指す。販売事業者として登録されるためには、事前に登録された省力化製品の販売、各種サポートを行える事業者として、事務局に登録申請を行い、事務局及び外部審査委員会による審査で採択される必要がある。また、販売事業者は、当該事業者が製品を提供する中小企業等と共同で本補助金の交付申請を行い、申請及び事業実施等に係る各種サポートを行う責務を有する。

### (3) 省力化製品の定義

「省力化製品」とは、本事業において (4) にて定義する省力化製品製造事業者が製造し、(5) にて定義する省力化製品販売事業者が販売し、カタログに登録された汎用製品を指す。製品登録においては当該製品カテゴリの省力化指標を満たすか等を工業会等及び事務局において審査し、中小企業庁において承認された製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。

### (4) 省力化製品製造事業者の定義

「省力化製品製造事業者」(以下「製造事業者」という。)とは、中小企業等の人手不足解消に効果がある IoT、ロボット等の省力化製品を製造している事業者又は国内における総代理店(日本国内における独占販売権を保持している事業者)として当該製品を扱う事業者を指す。

### (5) 省力化製品販売事業者の定義

「省力化製品販売事業者」(以下「販売事業者」という。)とは、省力化製品の販売が可能であり、中小企業等と共同で本補助金を申請する事業者を指す。販売事業者として登録されるためには、事前に登録された省力化製品の販売、各種サポートを行える事業者であるとして製造事業者の確認を受けた上で、事務局に登録申請を行い、事務局及び外部審査委員会による審査で採択される必要がある。また、販売事業者は、当該事業者が製品を提供する中小企業等と共同で本補助金の交付申請を行い、申請及び事業実施等に係る各種サポートを行う責務が生じる。

## 2. 登録手順と補助要件について

### 2-1 概要

省力化製品及び製造事業者の登録を希望する各製品メーカー等は、製品カテゴリ毎の審査担当工業会に必要書類を添えて登録申請を行うことができる(製造事業者登録申請及び省力化製品登録申請)。審査担当工業会は、申請された製品について、当該製品カテゴリにおける省力化基準を基に審査し、審査結果を事務局に提出する。

事務局は、省力化製品及び製造事業者の登録可否について確認を行い、有識者委員会にて意見招聘を行った上で、中小企業庁の承認を受けるものとする。登録の承認結果については、事務局より審査担当工業会に通知を行い、審査担当工業会から各製品メーカーに証明書を発行する。

製造事業者は、登録の承認を通知された後に事務局へカタログ掲載情報の登録(カタログ登録申請)を行うことで、当該省力化製品がカタログに補助対象製品として登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。

※製品カテゴリの登録については、「製品カテゴリ登録要領」を参照すること。

## 2. 登録手順と補助要件について

### 2-1 概要

省力化製品及び製造事業者の登録を希望する各製品メーカー等は、製品カテゴリの審査担当工業会に必要書類を添えて登録申請を行うことができる(製造事業者登録申請及び省力化製品登録申請)。審査担当工業会は、申請された製品について、当該製品カテゴリにおける省力化基準を基に審査し、審査結果を事務局に提出する。

事務局は、省力化製品及び製造事業者の登録可否について確認を行い、有識者委員会にて意見招聘を行った上で、中小企業庁の承認を受けるものとする。登録の承認結果については、事務局より審査担当工業会に通知を行い、審査担当工業会から各製品メーカーに証明書を発行する。

製造事業者は、登録の承認を通知された後に事務局へカタログ掲載情報の登録(カタログ登録申請)を行うことで、当該省力化製品はカタログに補助対象製品として登録されることになり、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。

※製品カテゴリの募集については、「製品カテゴリ登録要領」を参照すること

## 2-2 登録有効期間

登録の承認を受けた省力化製品及び製造事業者の登録有効期間は、令和8年度末までとする。ただし、登録要件の改定が行われた際や登録更新が行われなかつた際は取消になる場合がある。

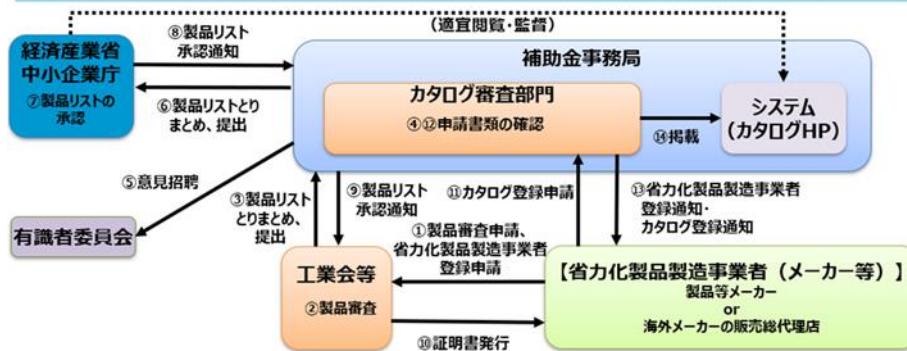
また、虚偽申請等の不正事由が判明した場合、省力化製品登録の内容に虚偽や実態との乖離が判明した場合は、それらの登録を取消す場合がある。

## 2-3 省力化製品・製造事業者の登録手順

### (1) 省力化製品及び製造事業者の登録手順スキーム

#### 中小企業向け省力化投資支援のスキーム（個別製品の登録）

- メーカー等は、最初に、指定された工業会等に対して「製品登録審査申請」を行い、扱う製品が省力化に資するか等の審査を受ける。工業会の審査結果は経済産業省においても確認される。
- 次に、工業会等から発行される証明書をもって、事務局へカタログに掲載すると認められた製品の製造を行う「省力化製品製造事業者」としての登録を行う（同じ事業者が同じ製品カテゴリ内の製品申請を行う場合、二回目以降は不要）。
- 同時に、事務局へ「カタログ登録申請」を行い、カタログの掲載形式が本補助金の要件に合致しているかの確認や製品と同時に提供する役務等の登録を行い、カタログに掲載される。



省力化製品及び製造事業者の登録は、以下の手順により手続きを行うものとする。なお、既に登録されている製造事業者が過去に登録した省力化製品と同一カテゴリ内で別の省力化製品を登録しようとする場合、再度の製造事業者としての登録は不要である。ただし、別カテゴリの省力化製品を登録しようとする場合を除く。

1. 製造事業者として登録を希望する製品メーカー等は、製品カテゴリごとに指定された工業会等に審査の申請（製品審査申請）を行う。製品審査申請に当たっては、当該工業会等は、審査料を徴収することができる。
2. (略)

## 2-2 登録有効期間

登録の承認を受けた省力化製品及び製造事業者の登録有効期間は、令和8年度末までとする。ただし、登録要件の改定が行われた際や登録更新が行われなかつた際は取消になる場合がある。

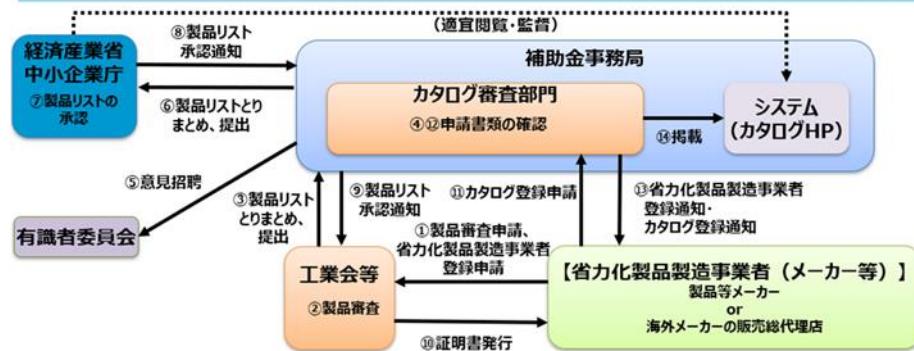
また、虚偽申請等不正事由、省力化製品登録の内容に虚偽や実態との乖離が判明した場合はそれらの登録を取消す場合がある。

## 2-3 省力化製品・製造事業者の登録手順

### (1) 省力化製品及び製造事業者の登録手順スキーム

#### 中小企業向け省力化投資支援のスキーム（個別製品の登録）

- メーカー等は、最初に、指定された工業会等に対して「製品登録審査申請」を行い、扱う製品が省力化に資するか等の審査を受ける。工業会の審査結果は経済産業省においても確認される。
- 次に、工業会等から発行される証明書をもって、事務局へカタログに掲載すると認められた製品の製造を行う「省力化製品製造事業者」としての登録を行う（同じ事業者が同じ製品カテゴリ内の製品申請を行う場合、二回目以降は不要）。
- 同時に、事務局へ「カタログ登録申請」を行い、カタログの掲載形式が本補助金の要件に合致しているかの確認や製品と同時に提供する役務等の登録を行い、カタログに掲載される。



### (2) 省力化製品及び製造事業者の登録

省力化製品及び製造事業者の登録は、以下の手順により手続きを行うものとする。なお、既に登録されている製造事業者が過去に登録した省力化製品と同一カテゴリ内で別の省力化製品を登録しようとする場合、再度の製造事業者としての登録は不要（別カテゴリの省力化製品を登録しようとする場合を除く）である。

1. 製造事業者として登録を希望する製品メーカー等は、製品カテゴリごとに指定された工業会等に審査の申請（製品審査申請）を行う。製品審査申請に当たっては、当該工業会等は、審査料を徴収することができる。
2. (略)

3. 事務局は、申請された製品の登録要件及び製造事業者の登録要件および提出書類の不備等について確認を行う。その後、外部有識者委員会に意見招聘を行った上で、中小企業庁に報告を行う。
4. 中小企業庁は、業所管省庁等と協議を行い、要件を満たすと判断したものについて省力化製品及び製造事業者として承認し、事務局を通じて工業会等へ通知するとともに、製造事業者登録の通知が製品メーカー等に行われる。
5. ~ 6. (略)
7. 事務局の承認をもって当該製品を本補助金の補助対象として「カタログ」に登録され、ホームページで公開される。

#### 2-4 省力化製品の登録内容

省力化製品の登録に当たっては、製品カテゴリごとに定められた要件を満たすか確認した上で申請を行うこと。省力化製品に関して、以下内容が登録される。

- 製品の名称
- 製品の属する製品カテゴリ
  - ・事前に登録された製品カテゴリに属する製品である必要がある。
- 金額
- 製品の概要説明
  - ・製品の概要、業務範囲、業務機能等の仕様等に関する説明を行う。

(中略)

#### 2-5 納品実績の登録

本事業においては、省力化製品の設備投資における(1)製品本体価格、(2)導入に要する費用(導入経費)が補助対象経費となる。ただし、借用に要する経費を補助対象として補助金の申請を行う場合、(2)は当該申請において補助対象とすることはできない。また、(2)のみを補助対象経費として申請することや、1回の交付申請で複数種類の製品を申請することはできない。(※)

製品製造事業者は、省力化製品をカタログに登録する際、過去の納品実績に基づき、(1)の参考値として過去の納品実績価格を事務局に登録する。なお価格の妥当性について工業会等、中小機構、事務局又は中小企業庁より説明を求められた場合は、追加資料等により説明を行うこと。一般的な市場価格と比較して著しく高額である場合は対象外となる場合がある。また登録後に、提出した納品実績価格が他の納品実績と著しく乖離していることが発覚した場合は、製品の登録を取り消すことがある。

※補助対象となる経費・補助対象外となる経費については公募要領を参照すること。

3. 事務局は、申請された製品の登録要件及び製造事業者の申請要件および提出書類の不備等について確認を行う。その後、外部有識者委員会に意見招聘を行った上で、中小企業庁に報告を行う。
4. 中小企業庁は、業所管省庁等と協議を行い、要件を満たすと判断したものについて省力化製品及び製造事業者として承認し、事務局を通じて工業会等へ通知するとともに、製造事業者登録の通知を製品メーカー等に行う。
5. ~ 6. (略)
7. 事務局の承認をもって当該製品を本補助金の補助対象として「カタログ」に登録されることになり、ホームページで公開される。

#### 2-4 省力化製品の登録内容

省力化製品の登録に当たっては、製品カテゴリごとに定められた要件を満たすか確認した上で申請を行うこと。省力化製品に関して、以下内容が登録される。

- 製品の名称
- 製品の属する製品カテゴリ
  - ・事前に登録された製品カテゴリに属する製品である必要がある。
- 金額、販売形式(想定されるランニングコストを含む。)
- 製品の概要説明
  - ・製品の概要、業務範囲や業務機能等の仕様等に関する説明を行う。

(中略)

#### 2-5 補助対象経費

本事業においては、省力化製品の設備投資における(1)製品本体価格、(2)導入に要する費用(導入経費)の2つが補助対象経費となる。

ただし、借用に要する経費を補助対象として補助金の申請を行う場合、(2)は当該申請において補助対象とすることはできない。また、(2)のみを補助対象経費として申請することや、1回の交付申請で複数種類の製品を申請することはできない。

なお、省力化製品がカタログに掲載される際、(1)、(2)が事前登録される他、参考値として(3)保守・サポートに要する費用の目安を申請する必要がある。

### (1) 製品本体価格について

#### 1. 製品本体価格の登録内容

①価格表等の販売価格を説明する資料を提出すること。また、販売する価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。価格の妥当性について工業会等、事務局又は中小企業庁より説明を求められた場合は、追加資料等により説明を行うこと。一般的な市場価格と比較して著しく高額である場合は対象外となる場合がある。

### (2) 導入経費について

#### 1. 導入経費の登録内容

省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用が対象となる。

#### 3. 価格について

①経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。単価表及び実績単価を出し、価格の妥当性について工業会等、中小企業庁又は事務局より説明を求められた場合は、追加資料等により説明を行うこと。

なお、(3)保守サポートに要する費用を含めた役務全体の価格について、導入する製品本体の価格に比して著しく高額である場合は、本事業においてはその目的・趣旨から不適切な申請であるとみなし、申請の対象外とする場合がある。

②導入経費は補助事業実施期間中に生じた費用が補助対象となる。

### (3) 保守サポートに要する費用について（補助対象外）

#### 1. 保守サポートの登録内容

省力化製品の保守費用全般を登録すること。

#### 2. 価格について

経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。価格の妥当性について事務局より説明を求められた場合は、追加資料等により説明を行うこと。なお、(2)導入費用を含めた役務全体の価格について、導入する製品本体の価格に比して著しく高額である場合は、本事業においてはその目的・趣旨から不適切な申請であるとみなし、申請の対象外とする場合がある。

### 3. 登録時の要件及び留意事項

#### 3-1 製造事業者登録の要件

以下の要件の他、自身の申請する省力化製品が3-2.に示す全ての要件を満たすことを確認し、宣誓を行うこと。

### 3. 登録時の要件及び留意事項

#### 3-1 製造事業者登録の要件

以下の要件の他、自身の申請する省力化製品が3-3.に示す全ての要件を満たすことを確認し、宣誓を行うこと。

(1) 基本的事項  
①～⑤ (略)

⑥中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、立入調査等を行うことがある。調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合登録が取消されることに同意すること。

(2) (略)

(3) 供給・サポート体制に関する事項

登録した省力化製品のそれぞれについて、3-2. (3) (4) に規定する供給・サポートが行える体制を確保すること。受注状況の予期せぬ変動によりこれを満たすことができないと判断する場合は、体制が回復するまで事務局へ連絡を行いカタログ掲載の一時取りやめを行う等の適切な措置を講じること。

(4) 事業実施時等の対応に関する事項

① (略)

②登録申請に必要な情報を入力し、添付資料（本要領「3-4. 申請書類及び留意事項」参照）を必ず提出すること。

③工業会等及び事務局に提出した情報は、事務局から国及び中小機構に報告するとともに、事務局、国及び中小機構（各機関から委託を受ける外部審査委員や業務の一部を請け負う専門業者等を含む）が以下の目的で利用することに同意すること。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成し、公表するため

(エ)～(キ) (略)

④本事業の各種手続きにおいて登録する情報及び連絡先は、虚偽なく正確な情報を提出し、変更や修正の必要性等が生じた場合は、速やかに情報変更の手続きを行うこと。特に、登録済の省力化製品に変更が生じた場合は、変更申請を行うこと。

⑤本事業ホームページや公募要領、各種手引き等を充分活用するとともに、事務局が実施する説明会や経済産業省及び中小機構等が関与する本事業関連施策に可能な限り連携し、省力化製品の導入を検討する事業者からの問合せに対応する等、補助事業の周知活動に取り組むこと。

⑥～⑨ (略)

(1) 基本的事項  
①～⑤ (略)

⑥パートナーシップ構築宣言について、登録申請時点においてポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/index.html>）において宣言を公表している事業者であること又は速やかに宣言を実施すること。

⑦中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合登録の取消となることに同意すること。

(2) (略)

(3) 供給・サポート体制に関する事項

登録した省力化製品のそれぞれについて、3-3. (3) (4) に規定する供給・サポートが行える体制を確保すること。受注状況の予期せぬ変動によりこれを満たすことができないと判断する場合は、体制が回復するまで事務局へ連絡を行いカタログ掲載の一時取りやめを行う等の適切な措置を講じること。

(4) 事業実施時等の対応に関する事項

① (略)

②登録申請に必要な情報を入力し、添付資料（本要領「3-5. 申請書類及び留意事項」参照）を必ず提出すること。

③工業会等及び事務局に提出した情報は、事務局から国及び中小機構に報告するとともに、事務局、国及び中小機構（各機関から委託を受ける外部審査委員や業務の一部を請け負う専門業者等を含む）が以下の目的で利用することに同意すること。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成し、公表すること（交付規程に規定する事業実施効果の報告の内容は除く）

(エ)～(キ) (略)

④本事業の各種手続きにおいて登録する情報及び連絡先（補助事業者のものも含む）は、虚偽なく正確な情報を提出し、変更や修正の必要性等が生じた場合は、速やかに情報変更の手続きを行うこと。特に、登録済の省力化製品に変更が生じた場合は、変更申請を行うこと。

⑤省力化製品の導入を検討する事業者からの問合せに対応する等、本事業ホームページや公募要領、各種手引き等を充分活用するとともに、事務局が実施する説明会や経済産業省及び中小機構等が関与する本事業関連施策に可能な限り連携し、補助事業の周知活動に取り組むこと。

⑥～⑨ (略)

### **3-2 販売事業者登録の確認を行う際の要件**

製造事業者は、自身が製造する省力化製品を販売する販売代理店等に対して販売事業者登録を行わせる際、以下の要件を満たす必要がある。

- ①販売代理店等が省力化製品に類するサービスを提供・販売した実績を持ち、登録された省力化製品を提供できることを確認すること。
- ②販売代理店等が、販売事業者の要件及び宣誓事項の要件全てを満たしていることを確認すること。
- ③販売代理店等に対し、申請マイページ作成、各種申請、及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は交付決定の取消となる場合があることを説明し同意を得ること。
- ④販売事業者が虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は、当該事業者の確認を行った製造事業者及びその製造事業者が登録した省力化製品の登録取消となる場合があることについて同意すること。
- ⑤効果報告において販売事業者に提出が求められる、導入した製品の稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録を製造事業者が保持している場合は、販売事業者が当該内容を事務局に報告できるよう記録の共有を行うこと。また、その旨の取り決めを両者で行うこと。

### **3-2 省力化製品の要件**

#### **(1) 基本的 事項**

①～② (略)

③申請単位について、原則として型番ごとに製品登録を行っていること。  
ただし、製品型番が異なる場合でも、省力化効果及び製品本体価格が同一であれば、1つの製品として登録することが可能である。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること(※)。

(中略)

④単体では稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体では稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること。

⑤～⑥ (略)

⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を1社以上有していること。

⑧ (略)

### **3-3 省力化製品の要件**

#### **(1) 概要 事項**

①～② (略)

③申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること(※)。

(中略)

④単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること。

⑤～⑥ (略)

⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。

⑧ (略)

(2) 製品性能及び価格に関する事項

①～② (略)

③製品登録時に提出する納品実績価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。また、登録後に、提出した納品実績価格が他の納品実績と著しく乖離していることが発覚した場合は、製品の登録を取り消すことがある。

(3) (略)

(4) サポート体制に関する事項

(ア) 登録申請を行う省力化製品が生産性向上、省力化に資するよう、最大限の効果を発揮するための環境・体制等の構築を行う。具体的には、納入先として想定される地域に省力化製品の保守・サポート体制を構築し、補助事業者が導入した省力化製品において、運用障害等が発生しないようメンテナンス及び管理を徹底すること。

(イ) 上記の保守・サポート体制を有していることを証明する資料を提供するとともに、処分制限期間内に運用障害等が発生した場合は販売代理店も含め保守・サポート等の支援を提供することを宣誓すること。

(ウ) (略)

(2) 製品性能及び価格に関する事項

①～② (略)

③販売する価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。

(3) (略)

(4) サポート体制に関する事項

(ア) 工業会等に登録申請を行う省力化製品が生産性向上、省力化に資するよう、最大限の効果を発揮するための環境・体制等の構築を行う。具体的には、納入先として想定される地域に省力化製品の保守・サポート体制を構築し、補助事業者が導入した省力化製品において、運用障害等が発生しないようメンテナンス及び管理を徹底すること。

(イ) 上記の保守・サポート体制を有していることを証明する資料を提供するとともに、耐用年数期間内に運用障害等が発生した場合は販売代理店も含め保守・サポート等の支援を提供することを宣誓すること。

(ウ) (略)

**3-3 省力化製品に関して対象外となる要件**

①～② (略)

③恒常に利用されないことが想定されるもの。(緊急時等の一時的利用が目的であったり、生産性向上への貢献度が限定的であったりするもの)

④ (略)

⑤省力化を図るものではなく、付加価値向上にのみ資するもの。

⑥～⑦ (略)

⑧製品単体でビジネスが成り立ち、人手による業務の効率化や負荷低減につながるものではないもの。

⑨～⑪ (略)

**3-4 申請書類及び留意事項**

(1) 製品登録審査申請及びカタログ登録申請にかかる提出書類について

1. 製品登録審査申請及びカタログ登録申請に当たっては、以下資料を提出しなければならない。

- ・履歴事項全部証明書写し（発行から3か月以内のもの）
- ・直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- ・税務署の発行する法人税の直近の納税証明書（その1又はその2）  
※1期の決算を迎えた上で提出すること
- ・当該製品の詳細がわかる資料（申請する業務領域が確認できるもの、プランごとの価格が確認できるもの、製品の仕様がわかるもの等。例：

**3-5 申請書類及び留意事項**

(1) 製品登録審査申請及びカタログ登録申請にかかる提出書類について

1. 製品登録審査申請及びカタログ登録申請に当たっては、以下資料を提出しなければならない。

- ・履歴事項全部証明書写し（発行から3か月以内のもの）
- ・直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- ・税務署の発行する法人税の直近の納税証明書（その1又はその2）  
※1期の決算を迎えた上で提出すること
- ・当該製品の詳細がわかる資料（申請する業務領域が確認できるもの、プランごとの価格が確認できるもの、製品の仕様がわかるもの等。例：

- 機能一覧、機能構成図、機能概要、寸法・消費電力等のスペック一覧、導入工程表、写真付き仕様書など。別紙1も参照。)
- 当該製品が、属する製品カテゴリにおいて設定されている省力化指標にしたがって省力化の効果を算出し、その効果が設定されている基準値を上回ることが分かる資料及びその根拠となる資料
- 事務局より説明を求められた場合は、追加資料等により説明を行うこと。(別紙1も参照)

(2) (略)

### 3-5 登録済省力化製品の情報について

#### (1) 本事業ホームページへの掲載

登録された省力化製品の一部の情報は、省力化補助金事務局ホームページ内のカタログに掲載されるとともに、省力化製品検索に活用される。

#### (2) 省力化製品の登録情報の変更について

登録済の省力化製品に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行うこと。

## 4. 省力化製品の審査

製造事業者から提出された省力化製品の申請内容は、工業会等による審査を経て事務局に提出されるとともに、事務局での審査及び有識者委員会での意見招聘を経て、中小企業庁に承認されることによって工業会から証明書が発行され、カタログ登録を行うことができる。

審査の主な着目点は以下のとおりである。

- (ア)～(ウ) (略)
- (エ) 製品登録時に提出する納品実績価格が妥当であること。
- (オ)～(ク) (略)

(別紙)

### (別紙1) 提出資料

- (略)
- 提出された資料で情報が十分ではない場合、必要に応じ以下の様な追加資料提出を求める。
  - 省力化製品の導入環境等
  - 省力化製品の生産環境。(生産工場、在庫等)
  - マスターファイル類の詳細項目情報
  - 省力化製品の個別の型番の写真等
  - 導入スケジュール表 (標準的な作業項目と工程)

機能一覧、機能構成図、機能概要、寸法・消費電力等のスペック一覧、導入工程表、写真付き仕様書など。別紙1参照。)

- 当該製品が、属する製品カテゴリにおいて設定されている省力化指標にしたがって省力化の効果を算出し、その効果が設定されている基準値を上回ることが分かる資料及びその根拠となる資料

- 事務局より説明を求められた場合は、追加資料等により説明を行うこと。(別紙1参照)

(2) (略)

### 3-6 登録済省力化製品の情報について

#### (1) 省力化製品の登録情報の変更について

登録済の省力化製品に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行うこと。

#### (2) 本事業ホームページへの掲載

登録された省力化製品の一部の情報は、省力化補助金事務局ホームページ内のカタログに掲載されるとともに、省力化製品検索に活用される。

## 4. 省力化製品の審査

製造事業者から提出された省力化製品の申請内容は、工業会等による審査を経て事務局に提出されるとともに、事務局及び外部審査委員会での意見招聘を経て、中小企業庁に承認されることによって工業会から証明書が発行され、カタログ登録を行うことができる。

審査の主な着目点は以下のようなる。

- (ア)～(ウ) (略)
- (エ) 申請された価格が妥当であること。
- (オ)～(ク) (略)

(別紙)

### (別紙1) 提出資料

- (略)
- 提出された資料で情報が十分ではない場合、必要に応じ以下の様な追加資料提出を求める。
  - 追1. 省力化製品の導入環境等
  - 追2. 省力化製品の生産環境。生産工場、在庫等
  - 追3. マスターファイル類の詳細項目情報
  - 追4. 省力化製品の個別の型番の写真等
  - 追5. 導入スケジュール表 (標準的な作業項目と工程)

- ・各種マニュアル類
- ・契約書サンプル（パッケージ契約、保守契約など）

- 追6. 各種マニュアル類
- 追7. 契約書サンプル（パッケージ契約、保守契約など）